

佐渡産品販売体制事務局運営業務委託 仕様書

1 委託業務名

佐渡産品販売体制事務局運営業務委託

2 業務目的

当市では近年、米を中心とした佐渡産品について、世界農業遺産「GIAHS（ジアス）」や生物多様性など先進的な取り組みを通じてブランド化を図っており、一定の評価を受けている。一方で、佐渡産品は一部を除き少量多品目であるため、生産体制との調整を図りながら島内循環率を高めると共に、当市ふるさと納税事業とも協働した品質レベルの向上及び正確かつ効果的な情報発信、戦略的なマーケティングによる一貫した流通体制を構築することが重要である。

さらに、「佐渡島の金山」世界遺産登録や「佐渡無名異焼」の伝統的工芸品指定を契機とし、産品の価値提供と販路拡大のため、佐渡産品の魅力的なプロモーション機会の創出により、販路先やイベントの効果的なアプローチを当事務局が担うことで、島内事業者等と連携した仕組みの構築と販売体制の強化を目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 前提条件

(1) 当該事務局体制で運用及び実施する産品情報やプロモーション等について、本市のふるさと納税事業との連携体制の確立を図り、産品の魅力化とPR体制の強化を相互連携し運営を行うこと。

(2) 産品情報等の管理にあたっては、現在本市にて産品情報を一元管理しているシステム及びポータルサイト等（以下「産品システム及びポータルサイト等」という。）を活用することとし、それらと連携した業務の履行が可能であること。

また、受託者において産品システム及びポータルサイトを実用性等の高いシステムにするためコンテンツ導入や再構築をすることも可能とする。

なお、産品システム及びポータルサイト等は、以下のツールを活用することを前提とする。

【サドメシラン※1】

サドメシラン公式WEBサイト：<https://sadomeshirun.com/>

サドメシラン公式LINE：<https://liff.line.me/1645278921-kWRPP32q/?accountId=822nnlc>

【さどおしな※2】

さどおしなポータルサイト：<https://sadooshina.com/>

さどおしなインスタグラム：

https://www.instagram.com/invites/contact/?i=37xzsqrtds2&utm_content=mjxuxt

※1 佐渡産食材を積極的に取り扱う飲食店等を認定することで、佐渡産食材の販路拡大と、佐渡ファンをつくる取り組み。

※2 全国の消費者に佐渡産品を一度にわかりやすく探して、購入してもらえるよう佐渡産品をまとめたポータルサイト。

(3) 佐渡産品の流通拡大に向け、全国への産品の魅力発信、マーケットインに基づく産品の開発や編集のサポート、魅せ方の工夫、SNS 等のツールや広告の活用などを積極的に提案するとともに、自ら取り組むことができる事業者であること。

(4) 当市地域産業振興課が実施するその他の販売網構築事業に係る業務と積極的に連携し相乗効果を図る取り組みとすること。

(5) 産品の PR に留まらず、観光や歴史・文化等との連携を図り、地域産業全体が連動した複合的な魅力発信を行うこと。

5 業務内容

「オール佐渡」体制で佐渡産品の市場競争力を高め、生産事業者の所得向上につなげるとともに、販売チャネルの効率的拡大を図るため、下記業務を実施すること。

(1) 産品 PR 体制の構築と事務局機能に関する業務

ア 生産者や島内事業者、地域商社機能を負担する事業者及び販路先事業者等を包括的に囲い込むプラットフォームづくり（コンソーシアム体制の構築）を行うこと。

イ 年 100 件以上の参加事業者情報（取扱商品、供給量、設備、販路等）をデータベース化すること。

ウ 商談会の開催および販路先とのマッチング機会の創出を年 1 回以上開催すること。

エ 島内事業者と交流の図れる情報交換又はセミナーを年 1 回以上は実施すること。

オ 販路先事業者等との関係を強化し、一過性の PR に留まらない、持続可能な商品提案やニーズ及び課題の把握によるビジネスサイクル構築を目指すこと。

(2) 産品システム及びポータルサイト等の運用及び管理に関する業務

ア 産品システム及びポータルサイト等を経由した産品の問い合わせに対応すること。

イ 産品システム及びポータルサイト等にあるページの修正・更新・保守管理（産品ページの更新含む）を、適正に行うこと。また、修正、更新等が必要になった場合は迅速に対応すること。少なくとも月 1 回以上は情報の更新を上記ツールにより情報発信を行うこと。

ウ 産品の掲載については、必要に応じて生産者や事業者等との調整を図り、本市の承認、掲載依頼に基づき迅速に対応すること。なお、掲載情報等については、流通拡大につな

がる改善や助言、画像の撮影等を行うこと。

(3) マーケット（一般消費者含む）及び生産者、島内事業者からの問い合わせ（佐渡産品窓口体制）に関する業務

ア 受託者は、本業務に係る問い合わせ先として窓口を設置し、問い合わせ先を産品システム及びポータルサイト等に記載すること。対応時間は本市の開庁時間を基本とする。

イ 問い合わせ窓口等は、佐渡産品に係る全般の問い合わせに対して、電話、メール等で対応すること。

ウ 問い合わせ窓口等に関する内容は、必要に応じて記録し、本市へ報告すること。

エ 本市が、マーケット（市場）等から問い合わせ等を受けた場合は、本市からの依頼に基づき、対応を引き継ぐこと。

(4) プロモーション等に関する業務

販路先でのイベント実施として、効果的な販売イベントを少なくとも1回は実施すること。

ア プロモーション等の実施に当たっては、事前に十分な情報収集及び分析を行うこと。

イ プロモーション等の実施前には、産品システム及びポータルサイト等へイベントの詳細を掲載し、広く周知すること。

ウ プロモーション等の実施後、販路先事業者へのヒアリングやアンケート調査を実施し、ニーズ・課題・評価を把握し、調査結果をイベント1カ月以内に本市へ提出すること。

エ 下記一連の業務を統括し、円滑な運営を確保すること。

- ・ イベント出展者の募集に係る企画立案、周知及び公募手続を実施すること。
- ・ 応募者の取りまとめ、申込内容の確認及び必要書類の審査を行うこと。
- ・ 選定基準に基づき出展者の選定及び決定を行い、結果の通知を行うこと。
- ・ 出展要項の作成及び配布等、出展に向けた調整業務を行うこと。
- ・ 会場レイアウト調整、備品手配、搬入出計画の策定等、出展準備に係る業務を行うこと。
- ・ 出展者との連絡調整を行い、イベント当日までの進行管理を行うこと。
- ・ イベント当日における出展者対応、運営補助及び必要な調整業務を実施すること。

オ 企画費と運営費、コンテンツ運営で予算配分を決定するなど当業務と重複した予算が発生することのないよう区分すること。

(5) サドメシランに関する業務

流通量（品目）拡大を可視化するため佐渡産品流通に係る数値的把握と分析を行うこと。

ア 佐渡産品提供店認定事業実施要綱第9条（実績報告）における、様式第4号及び様式

第5号(市外用)に基づき、年度末に島外サドメシラン店舗へ佐渡産品流通量の調査を実施すること。

イ 調査結果については、年度末の業務報告書と併せて提出すること。

6 業務報告書の提出

報告書(印刷物1部と電子データ1部)

※ 電子データのファイル形式は、PDF及びマイクロソフトワード、エクセルまたはパワーポイント形式等とする。また、電子データはCD-R等の電子媒体にまとめて保存の上、納品すること。

- (1) 事業実施による調査・分析結果
- (2) 本事業で作成したデータや情報ツール
- (3) 佐渡産品流通拡大の流通体制を含む戦略提案書

7 著作権等

本業務による成果品等の著作権は(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)や所有権等は佐渡市に帰属するものとする。受託者は佐渡市の許可なく、成果品を他に利用、公表、貸与等をしてはならない。

8 留意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあつては、本市との協議を要するものとする。
- (3) 業務の履行にあたり、本市と十分な打合せを行い進めること。十分な知識を有する者を配置すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、本市と別途協議する。